

茅野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を防止するため、高齢者施設等の従業員等を対象とした自主検査の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ 新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル4に相当するものとして発出するものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス特別警報Ⅱ 新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル5に相当するものとして発出するものをいう。
- (3) 緊急事態宣言 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。
- (4) 新型コロナウイルス特別警報等 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱ又は緊急事態宣言をいう。
- (5) PCR等検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査をいう。
- (6) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項及び第3項第1号の規定に基づく検査をいう。

(交付の対象等)

第3条 交付の対象となる検査は、別表第1に掲げる市内の事業所の設置者又は運営者（以下「設置者等」という。）が、別表第2に掲げる者（以下「検査対象者」という。）を対象として、自主的に実施するPCR等検査とし、検査対象者1人につき2回を限度とする。ただし、検査対象者が行政検査又は保険診療による検査の対象者である場合を除く。

2 前項のPCR等検査は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに於いて、新型コロナウイルス特別警報等の発令期間及びその解除後2週間（以下「対象期間」という。）以内に実施するものとし、一の対象期間内に複数回実施するものとする。

3 前項の規定は、対象期間と次の対象期間が連続し、又は重複する場合においては、これらの対象期間を一の対象期間とみなして適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、茅野市による同様の補助金等の交付を受けようとするPCR等検査又は受けたPCR等検査は、補助対象としない。

(補助金の算出方法)

第4条 補助金の額は、検査対象者のPCR等検査ごとに令和3年4月1日以降に発生した別表第3に定める対象経費の実支出額に10分の1を乗じて得た額の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と総事業費（自主検査費用の合計額をいう。）から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額とする。

(交付条件)

第5条 設置者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、茅野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、令和4年3月31日までに提出しなければならない。

(1) 茅野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金実績報告書兼事業精算書【総括表】（様式第2号）

(2) 茅野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金実績報告書（事業所内訳書）（様式第3号）

(3) 受検したPCR等検査に要した費用を証する領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を請求するときは、茅野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

区分		対象となる市内事業所
高齢福祉 関係	施設	介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護（地域密着型、認知症対応型を含む。）、療養通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメントを除く。)
障害福祉 関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、精神障害者共同作業所

別表第2（第3条関係）

区分	検査対象者
高齢福祉 関係	(1) 事業所において当該事業所の業務に従事している者（非常勤職員及びボランティアを含む。)
障害福祉 関係	(2) 委託契約等に基づき、事業所に立ち入る委託業者等の従業員

別表第3（第4条関係）

対象経費
検査料金、検体の郵送・配送料、検査に要する診療費（陽性が判明した際の診療費を含む。）その他のPCR等検査の実施に必要な費用